大規模農業経営体と農協事業の関わり

―― 信用事業を中心に ――

〔要　　旨〕

1．大規模経営体の多様な展開は，農協事業をめぐる利用の変化と新たな課題を生み出している。小稿はこれまでの知見をもとに，信用事業を中心に大規模経営体の農協利用とこれに対する農協の対応を検討し，そのなかで農協事業の可能性について試論を加えてみるものである。

2．大規模経営体の視点から事業利用の問題と可能性を考えると，長期資金において農協転貸の公庫資金利用は，当該資金の融資コストの問題や関係機関の指導など外部要因によっても高められ，農協利用は決して低くない。

　また，農協特有の運転資金とプロパー資金を組み合わせた資金供給システムも，信用事業の選択に当たって決して小さくない存在である。

　さらに「遠方の地銀より近所の農協」と言われるように，立地条件の良い「組合＝地域社会への参加」といった帰属意識も寄与していよう。

　そうしたなかで，昨今の農協事業で大規模経営体が利用可能な事業は，信用事業だけなのか，そこにいかなる対応策が考えられるのか。

3．組合員間に，異種の作目の生産，規模格差の拡大といった違いが顕在化して農協が取り組むべき活動内容が変化している。多様化した組合員のニーズへの対応が迫られるなかにあって，依然として組合員に対する「〈画一的〉平等の理念」を事業運営の基本とするところが多い。

　農協の各事業で大口割引制といった「〈実質的〉平等」を具体化することにより，大口利用者が農協利用に戻ってくることも考えられる。

　そうした農協事業の課題とその克服は，信用事業の新たな可能性をも引き出し得る。

4．農協のような専門金融機関にはない「一つの融資と他の融資の組み合わせによる与信の確保」といった一般金融機関の強みに対して，農協の信用事業では，他の事業つまり同一組合員の信用事業以外の利用を組み合わせることによって，地銀などの一般金融機関にみられる与信確保に一歩近づく可能性がある。それを可能にするには農協の各事業の運営と事業をめぐる全利用運動の見直しや「〈実質的〉平等の理念」の事業利用上の適用が先行していなければならない。

　大規模経営体の視点から事業利用の見直しを少し試みただけでも，農協の事業利用に関わる検討課題は決して少なくない。

　大規模経営体への対応は，農協の自己改革の第一歩ともなり得る。

目　次

はじめに
１．大規模経営体の概要
（1）　経営の特徴
（2）　農協の共同販売との関係
（3）　農協の購買事業との関係
２．大規模経営体と農協信用事業
（1）　資金使途と種類
（2）　農林公庫資金と農協転貸
（3）　大規模経営体が選択する農協の資金供給システム
３．大規模経営体の農協利用の問題と可能性を考える
（1）　農協事業の利用に当たっての課題
（2）　農協の自己改革の可能性

はじめに

これまでの生業的農家の規模を超える農家の登場が顕著になって久しいが，こうした大規模農家（以下「大規模経営体」という）の展開は，農協事業をめぐる利用の変化とこれに対する農協の対応という新たな問題を生み出している。

近年の大規模経営体の姿は著しく多様化している。単一・少数作物の大規模化にとどまらず，同一経営のなかで農業の分野を超えたいわゆる簡易な二・三次産業化が進行する経営も登場し，生産物と業態にかなりの違いがみられるようになった。農協の組合員ないし管内の経営体のなかに，こうした生産規模の大小格差と質的に多様な経営の混在が認められるという状況のなかで，これまで事業利用で農協が行ってきたような対応を継続することには，問題も生じてきている。

小稿はこれまでの筆者が参加してきたいくつかの関係調査の知見をもとに，信用事業を中心に，大規模経営体の農協利用とこれに対する農協の対応を検討し，そのなかで両者の展開の可能性について試論を加えてみるものである。

なお，農協事業の利用の検討では，近年，急激に進展中の農協合併との関係も問題となるが，これについては改めて検討したい。

１．大規模経営体の概要

（1）　経営の特徴

まず，大規模経営体に共通する特徴としてあげられるのは，近年の大規模経営体は単一・少数作物の生産が大規模化するだけにとどまらず，経営内容が多様化していることである。

全く異なる複数の作目を大規模に生産するといった複合経営はこれまでにもみられるが（例えば，肉用牛経営にみられる食肉加工・販売や外食サービス〈焼肉レストラン〉，花き・花木経営の種苗生産や卸・小売，システム販売〈通年供給・管理〉，そして稲作経営

の直販〈卸・小売〉やもち加工というように)，それと異なり，これまで地域社会において垂直的に分業化されていた分野を経営内に統合し，実質的に同一経営体として成立している。統合分野の規模の大小はあるにしても，こうした付加価値を高めるための簡易な二・三次産業化が同時に進行し，それだけに経営内容が極めて多様化しているということが最近の大規模経営体の特徴と言える。

また，法人であるか個人であるかといった経営形態に関しては，法人化した大規模経営体が比較的多いと考えられるが，しかし法人化した経営体であれば大規模経営であるとは限らない。というのは，現在の法人経営体には複数戸で構成された法人よりもいわゆる一戸一法人のところが圧倒的に多く，しかもそれらは中小規模のところが多いと考えられるからである。(注1)

(注1) 拙稿[1]20頁参照。

(2) 農協の共同販売との関係

そこで，そうした大規模経営体の農協利用を経済事業にみてみると，生産物を直販(農協外販売)する大規模経営体にあっては，その取組みが積極化する程度に応じて，これまで分割化された販売のなかの一つであった農協利用からは遠ざかる，という関係にある。

ただし，生産物によっては直販に対する取組みには一定の限界がある。例えば，生乳のような場合であるが，乳製品加工・直販に取り組むとなると最終製品ないし半製品までの加工過程に付帯する設備と技術も併せ持つ必要がある。したがって，製品形態の加工度の高低により，生産段階を基軸にした生産物の産直適性がおのずと決まってくる。逆に共販は，経営規模の大小よりもその適性度の高低に規定されると言えよう。

しかし，農協の利用に向いている性格を持ったものであってもそれが必ずしも農協利用になるとは限らない。また，稲作や酪農のように，作目によっては共販を前提にした所得段階のとも補償制度を備えるものがある。規模の大小とは関係なく，制度によって共販利用に大きな差がでてくることもある。それは第1表の作物別販売事業の利用状況をみても明らかである。

このように，直販と共販利用の関係だけに焦点を当ててみると，作物の特性や制度の有無によって取組みや利用の程度が異なる。したがって，直販への取組みをもって，一概に大規模経営体の特徴とするには無理がある。

(3) 農協の購買事業との関係

つぎに，農協の購買事業との関係から，大規模経営体が資材をどこから購入するかをみてみる。

大規模経営体における農協の経済事業利用の事例をまとめた第1表を参考にすると，全般的に共同販売の利用に比べて，「ほとんど」の生産資材を農協から購入する経営体は比較的少なく，反対に，「一部」を農協から購入と，農協からは「全く」購入し

第1表　大規模経営体における農協の販売・購買の利用

	経営体	販売事業	購買事業
稲作	97Ⅰ	農協出荷（９割）	一部，農協利用（農機具など）
	97M	一部，農協利用（３割強）	農協利用なし（生産資材のほとんどは商系業者）
	97E	農協利用なし（全量直売）	農協利用なし（生産資材のほとんどはメーカー直接ないし商系業者）
	97D	農協出荷（10割）	農協利用（ほとんどの生産資材）
	97G	農協出荷（米実質８割，その他10割）	農協利用（ほとんどの生産資材）
	97K	農協出荷（５割）	一部，農協利用（４割）（大型農機具や燃料など）
	97S	一部，農協利用（実質ほぼ全量を直売）	農協利用なし（生産資材のほとんどを直接仕入）
	97A	農協出荷（９割）	一部，農協利用
	97U	農協出荷（10割）	農協利用（ほとんどの生産資材）
	98A	農協出荷（ほぼ10割）	農協利用（ほとんど生産資材）
	98B	農協出荷（ほぼ10割）	一部，農協利用（農機具ローン）
	98C	農協利用なし（全量直売）	一部，農協利用（資金利用の関係から機械のみ）
	98D	一部，農協出荷（半分以上を直売）	一部，農協利用（農機具のみ）
	98E	農協出荷（７割）	―
	99A	農協出荷（ほとんど農協，一部直売）	農協利用（ほとんどの生産資材）
	99B	農協出荷（ほぼ10割）	農協利用（ほとんどの生産資材）
肉用牛（右欄につづく）	97O	農協利用なし（全量を同一経営の別会社から直売）	農協利用なし（生産資材（配合飼料）のほとんどは経済連８割強と商社２割弱）
	97C	農協利用なし（全量を経済連に販売）	農協利用なし（生産資材（配合飼料）のほとんどは直接メーカーから）
	97S	専門農協出荷（ほぼ10割）	一部，専門農協利用（入札）
	97G	農協出荷（ほぼ10割）	農協利用（すべての子牛，飼料等の生産資材）
	97N	一部，農協利用（醗酵堆肥の販売を農協委託のみ）	一部，農協利用（付合い程度に粗飼料）
	97W	農協出荷	農協利用（全体の75％の飼料）
	97K	農協利用なし（全量商系への販売）	一部，農協利用（燃料，肥料，農薬のみ。素牛は家畜市場から，飼料は商系から購入）
肉用牛	98F	ほとんど農協利用なし（ほぼ全量を商系組合に販売）	農協利用なし（素牛を市場から。生産資材（飼料）のほとんどを別会社を通じ，メーカーから）
	98G	専門農協出荷（ほぼ10割）	専門農協利用（子牛，飼料等の生産資材）
	98H	専門農協出荷（ほぼ10割）	専門農協利用（子牛，飼料等の生産資材）
花き・花木	98Ⅰ	一部，農協利用（鉢物部会を通じ全体の４割）	農協利用なし（商系のみ）
	98J	一部，農協利用（全体の３分の１）	一部，農協利用（生産資材の２割）
	98K	農協利用なし（全量直販）	一部，農協利用（農薬と肥料の一部）
	98L	農協利用なし（全量を直販と通販）	農協利用なし（プロパンのみ）
	98M	農協利用なし（全量を市場，通販，別会社に卸売）	農協利用なし（商系専門業者）
	98N	農協利用なし（全量直販）	ほとんど農協利用（商系専門部）
	98O	一部，農協利用（共撰組織を通じ市場に全体の９割）	一部，農協利用（入札により購入）
	98P	農協利用なし（卸売，直販，市場に各々３分の１）	農協利用なし
	99J	農協利用なし（市場６割，卸売３割，直販１割）	農協利用なし（商系専門卸業者）
	99K	一部，農協利用（専門農協と卸売業者）	農協利用なし（専門メーカー，商社）
	99L	農協利用なし（市場出荷と種苗メーカーと契約育苗）	ほとんど農協利用なし（商系専門卸）
酪農	99C	ほとんど，農協利用	農協利用
	99D	農協利用（指定団体）	一部，農協利用（農協と商系業者）
	99E	農協利用（指定団体）	一部，農協利用（農協と商社）
	99F	農協利用（指定団体）	一部，農協利用（農協と商社）
	99G	農協利用（指定団体）	一部，農協利用（農協と商社が半々）
	99H	農協利用（指定団体）	一部，農協利用（入札により購入）
	99Ⅰ	酪農連	農協利用

資料　（財）農村金融研究会「大規模農業経営体の金融に関する調査」から作成
（注）　□アミはほとんど農協利用がないところ。

ないを合わせた経営体の方が多い。ただし，ここで「一部」利用をどちら側にみるかで解釈も変わるが，利用内容からするとここでは「全く」しないに近いとみるのが妥当であると思われる。(注2)

稲作における機械・肥料・農薬，肉用牛や酪農における飼料などと，花き・花木における購買には利用の差が認められる。しかし，花き・花木の専門性の高い資材が多いことを除けば，大規模経営体の農協資材利用は低調であるといわざるを得ない。これについては，農協事業利用の問題点のところで後述する。

(注2) 拙稿「大規模農業経営体の特質と資金利用をめぐる問題」では，「一部」利用を「一定程度利用している」と解釈しているため，この点で小稿と見解が若干相違する。拙稿［２］45頁参照。

２．大規模経営体と農協信用事業

(1) 資金使途と種類

つぎに，大規模経営体と農協の信用事業との関わりを検討してみるが，その前に事例調査やアンケート結果から実際に大規模経営体で利用される長期資金と短期資金の使途，種類，借入先をみておこう。

ａ．長期資金の使途と種類・借入先

まず，長期資金であるが，作目別にそれぞれ軽重があるにしても，その使途は全般に土地の取得や機械設備の購入，建物の建設に使用されることが多い。(注3) 大規模経営体の長期資金利用の事例をまとめた第２表をみても，表現の違いを別にし，それほどの差が認められないことから，これはほぼ固有の長期資金の使い途と言える。

その長期資金の種類と借入先についてはやや説明を要する。既述したように法人であっても大規模経営体とは限らないが，ほかに目新しいデータがみつからないので，農業経営基盤強化資金（以下「スーパーL資金」）〈農協転貸〉を借り入れた法人に対して行ったアンケート結果を参考に，利用される資金を推定してみる。(注4) それによると，回答（複数回答）のあった法人の９割が長期資金として農林公庫資金を，同じく約４割が近代化資金を，さらに約３割が農協一般資金をそれぞれ借り入れており，しかも一法人当たりの借入額では農林公庫資金のかなりの部分をスーパーL資金が占めるという結果である。アンケート対象がその利用者であるため当然の結果であるにしても，大規模経営体の事例をまとめた同表でも具体的な資金名まで特定してはいないが同様の結果が得られている。これらの結果から，大規模経営体においても農林公庫資金，しかもスーパーＬ資金を長期に利用するところが多いと考えられる。

ｂ．短期資金の使途と借入先

農業における短期借入は，給料や臨時雇用労賃の支払い，投入された生産資材の支払いなど経常的な運転資金，作物が生産され，販売代金が回収されるまでに発生した支払いに充てられる季節的な運転資金，そして突発的な支払いに対応するスポット的

第2表　経営体の長期資金利用と借入先

	経営体	借入窓口	資金種類	主な資金使途
稲作	97Ⅰ	農協	農林公庫(転),農業改良	農地取得，農機具購入
	97M	農協	農林公庫(?),農業改良	農地取得
	97E	農協,農公庫	農林公庫(直),近代化	加工施設建設
	97D	農協	農林公庫(転),農業改良,近代化,農協	農機具購入
	97G	農協,信連	農林公庫(信直),近代化,農協	施設建設,農機具購入
	97K	農協,地銀,信金	農林公庫(転),近代化	農地取得,施設建設,農機具購入
	97S	農協,地銀	農林公庫(転)	施設建設,農機具購入
	97A	農協	農林公庫(転),近代化	農機具購入
	97U	農協	農林公庫(転),近代化	施設建設,農機具購入
	98A	農協	農林公庫(転),年金,近代化,農協	農地取得，施設建設，農機具購入
	98B	農協	農林公庫(転),県単,年金,農協	農地取得，農機具購入
	98C	農協	農林公庫(転),農協,県単	経営再建,農機具購入,災害対策
	98D	農協	農林公庫(転),農業改良	施設建設，農機具購入
	98E	農協,信金	農林公庫(転),農協,県単,町単	農地取得,農機具導入,素牛導入,災害対策
	99A	農協	農林公庫(転),年金	農地取得
	99B	農協	?	?
肉用牛	97O	農公庫,地銀	農林公庫(直),地銀	土地取得，施設建設，農機具購入
	97C	農公庫	農林公庫(直)	素畜導入
	97S	−	(自己資金)	施設建設
	97G	農協	近代化	設備導入
	97N	地銀,信組,農林中金	地銀・信組・農林中金	加工施設建設
	97W	農協,地銀	農林公庫(転),農業改良,近代化,農協,地銀	施設建設，店舗建設
肉用牛(つづき)	97K	家畜商組合,農協	農林公庫(?),町,農協,家畜商組合	素畜導入
	98F	組合員,農協,地銀	報酬・賞与振替,近代化,地銀	運転資金振替,施設建設
	98G	専門農協	専門農協	施設建設
	98H	専門農協,農林中金	専門農協,農林中金	施設建設,素畜導入
花き・花木	98Ⅰ	信農連,農協	農林公庫(直),農協	施設建設
	98J	農協	農林公庫(転),農協	農地取得,農機具購入
	98K	農協,地銀	近代化,地銀	施設建設,農機具購入
	98L	農協	近代化,農業改良	施設建設
	98M	農協	農林公庫(転)	施設建設
	98N	信農連	農林公庫	農地取得,施設建設
	98O	信農連	近代化	施設建設
	98P	農協,信農連	農林公庫,近代化,県単	施設建設
	99J	信金,役員,株主	信金	土地取得,施設建設,種苗購入
	99K	農協	農林公庫(転)	補助残(施設建設)
	99L	−	−	−
酪農	99C	農協	農林公庫(転),農協,農業改良	農地取得,農機具購入,施設建設
	99D	農協	農林公庫(転),農業改良	施設建設,農地取得
	99E	農協	近代化	補助残(施設建設,農機具購入)
	99F	農協	農林公庫(転),経済連預託,農協	補助残(施設建設,農機具購入),家畜導入
	99G	農協,農林公庫	農林公庫(直),近代化,農協,市	農地取得,施設建設,農機具購入,家畜導入,負担金
	99H	農協,農林公庫	農林公庫(転)(直),近代化,農業改良,市,経済連預託	農地取得,施設建設,農機具購入,家畜導入,負担金
	99Ⅰ	−	−	−

資料　第1表に同じ
(注)　農林公庫資金の(直)は公庫の直接貸付,(信直)は信農連直接貸付,(転)は農協転貸を示す。

な運転資金，と使い途が分類できる。

それらの借入先と種類は，前出のアンケートによれば，回答(複数回答)のあった65法人の7割が農協(含む専門農協，信農連，農林中金)を利用し，3割強が一般金融機関を利用している。(注5) このうち複数から借り入れているところは2割弱と少ない。また，これに関した事例調査でも近似の結果が得られている。(注6) これらのことを考慮すると，農協と一般金融機関の利用は，ほぼ7対3ないし7.5対2.5といったところが妥当な割合と考えられる。

資金種類にも関連するが，そのように短期資金の農協利用が多い理由には，貯金を担保にしたプロパー資金の供給のほかに，経済事業とセットになった営農貸越(含む組合員勘定)や経済事業のなかで供与される購買未収や預託家畜といった信用事業外の部門も含めた農協に特有の短期の資金供給システムが利用されるからである。(注7)

c．農協信用事業の利用度

このようにみてくると，大規模経営体による農協信用事業の利用は，長期資金をとってみると農林公庫資金の転貸利用が多く，短期資金は農協特有の資金供給システ

ムの利用が多いと言えそうである。

また，一般的にイメージされた大規模農業経営体の資金利用は，農協以外の金融機関利用が多いように思われるが，各種の調査によると農協と一般金融機関を併用するケースが多く，一般金融機関だけを利用する経営体は意外にも少ないということが確認される（前掲第２表）。

したがって，農林公庫資金の転貸利用に加えて，短期資金の農協利用の多さを考慮すると，大規模経営体において農協信用事業の利用度は決して低くない，と考えられる。

（注3） 拙稿［３］63頁参照。
（注4） 前出［１］38頁参照。
（注5） 前出［１］42-43頁参照。
（注6） 農中総研［４］23頁参照。
（注7） 前出［２］49頁参照。

（2） 農林公庫資金と農協転貸

しかしながら，長期資金の借入先と資金種類との関係がどうかが問題である。つまり，スーパーＬ資金のような公庫資金を利用することが第一の目的であり，このためやむを得ず農協の転貸資金を利用したのではないのか。疑問が残る。前述した農協の経済事業の利用状況に比べてみると，その疑問は一層強くなる。

逆に設問してみて，制度資金を借りなければ，あるいはそれが転貸でなければどうなのか，さらに転貸である理由は何か，ということが明らかになれば疑問の残る余地は少なくなるであろう。それには短期資金の利用先を含めて検討する必要がある。

ａ．転貸でなければ，高金利の可能性も？

そこで，つぎのような設問で考えてみよう。「制度資金が転貸でなければ」どうだろうか。経営体に対する農林公庫の制度資金の融資は，農協の転貸がなければ，公庫支店の直貸もしくは信農連の直貸という方法がある。この直貸の方法は，かなり大口の融資でもない限り(注8)，現状の公庫店舗と人員の配置を考慮すれば農協転貸以上のコストを要すると思われる。そうであれば，転貸の無い仕組みを仮定すると，現状の原資調達コストとのギャップが拡大するのかどうかという新たな問題が生じてくる。また現在，転貸では利用できる機関保証が直貸では利用できないため，資産保全が十分とは言い切れない。それが維持され得るのか，あるいは最終需要者段階の利子率との対比でそうしたコストやリスクが現状の利子率との間で問題にならないのか。さらに，これは現在の問題とは直接関係しないが，将来，農林公庫の在り方次第で，現状の財政投融資資金以上に利子率や融資期間の有利な条件設定が可能であるのかどうかという問題も起きる可能性がある。

ｂ．制度資金に優位性がなければ

つぎに，「制度資金を借りなければ」つまり「制度資金に優位性が認められなければ」と設問すればどうなるか。これは前述のことにも部分的に関連するが，現在，民間の金融機関に比べて，制度融資に優位性があるとすれば，それは何といっても長期の融資期間と利子率であろう。その優位が

崩れたなら，数ある資金から制度資金が選択される可能性は低くなるであろう。

c．スーパーＬ資金の転貸には県連の方針も影響

さらに，「転貸である理由」についてはどうか。経営体が利用する資金とこれに伴う金融機関の選択については，これといった説明理由がない。しかし，制度資金わけても農林公庫のスーパーL資金の融資については，県連段階で一定方針を示しているところが都道府県のなかに散見される。それは「転貸を原則とする」としている県や，また「機関保証が付保された転貸を原則」としている県などである。そうした転貸が優先されたところでは，借入を希望する経営体の選択肢はあらかじめ制約されており，あえて一般金融機関が引き受けない限り農協の転貸となる可能性が高くなることもある。

d．補助残融資に対する指導の影響

また，これまで実施した大規模経営体の事例調査を踏まえると，補助事業利用の兼ね合いで農林公庫資金を借り入れるといったところが少なくない。例えば半額補助の場合，その残りの資金を農林公庫資金の借入で充当するといったケースである。このような場合，借入者にとっては補助事業を利用できるかどうかが最大の関心事であり，補助残の融資をどこから受けるかといったことは二次的な問題である。したがって，こうしたケースでは，補助事業の利用を進めてくれたところ，あるいはそれを先導したところがあればなおのこと，利用する金融機関の選択は，その指導のなかで金融機関の具体的な例示でもあったとすればそれが決定的となる可能性が高い。

（注8） 既存のアンケート調査による認定農業者のスーパーＬ資金の総借入残高からその規模を把握してみると，借入残高１千万円未満が約４割，３千万円未満が３割強，３千万円以上が３割弱というなかで，残高でしかつかめないのだが，大口融資といえるのが３千万円以上であるとすれば，公庫直貸の市場規模は全体の３割弱である。前出［３］参照62頁参照。

(3) 大規模経営体が選択する農協の資金供給システム

以上のように検討してくると，大規模経営体の多くが農協転貸の農林公庫資金を利用する度合いは，この資金に内在する融資コストといった問題や，融資機関に対する行政等からの指導など外部要因によっても高められる。

一方，短期資金の借入において農協利用が多くなるのは，農協信用事業のなかでそうした農協転貸資金の償還管理を目的の一つとした代金決済口座の設定が経営体に推奨されることも挙げられる。

しかしながら，大規模経営体において農協の信用事業が選択されるのは，そうした外部要因や指導の存在だけではないであろう。というのは，前述した農協特有の運転資金と，プロパー資金を組み合わせた農協の資金供給システムも，大規模経営体が農協信用事業を選択するに当たって決して小さくない理由として意味がある。(注9) またさら

に，「遠方の地銀より近所の農協」と言われるように，立地条件の良い組合＝地域とすると[注10]，大規模経営体もまた地域社会を無視して存立し得ないゆえに，地域への参加といった帰属意識も決して小さくないからである。

（注９）　農業総研［５］13-16頁参照。
（注10）　最近の農協の大規模合併は，これを否定しかねない。

３．大規模経営体の農協利用の問題と可能性を考える

このように信用事業を中心に大規模経営体の農協事業の利用を検討してみると，大規模経営体とは限らないもっと一般化できそうな農協事業の課題といったものが浮かび上がる。

(1)　農協事業の利用に当たっての課題

まず，事業利用に当たっての問題を整理しよう。大規模経営体にとってみると，昨今の農協事業のなかで利用可能な事業は，信用事業しか残っていないのかも知れないということである。

a．大口割引制による「〈実質的〉平等」の確保

よく現地調査で，農協の生産資材が商系よりも高いという声を聞く。そして大口利用に対する割引制の必要性が言われても大口割引制を採らないことを伝統としているといった問題や，仮に店頭価格が商系と同じであっても大口割引については競争にならないほど及び腰の対応といった問題である。この問題は以前から指摘されている問題である。これに対する対応の必要が，随分前から研究者サイドからも提起されている。ここでは三輪昌男氏の問題提起を紹介しておこう。

同氏によると，組合員間の利用量とそれにともなう取扱いコストに大小の明らかな差が認められる場合,「平均的なコストより大きなコストの少量利用者はコスト差分だけ利益を得，平均的なコストより小さなコストの多量利用者はコスト差分だけ利益を失う。そしてそれは，多量利用者の失った利益が少量利用者の利益として転化する，という関係にある。少量利用者が多量利用者の『犠牲において利益を得る』わけである。」このような状況のなかでの「〈一物一価・一手数料率〉の設定は，『他の犠牲において利益を得ない』という理念（協同組合原則のなかで与えられた事業利用上の理念･･･引用者注）に反するのである。」「〈人格的平等〉はあえて言ってみれば人間＝組合員ごとの〈画一的〉平等である。これを〈事業利用上〉の問題に適用する場合『他の犠牲において利益を』得る事態が生じる。･････それは〈実質的〉不平等である」という指摘である[注11]。

同氏のこの指摘を借りれば，「『他の犠牲において利益を得ない』という理念」がこれまで多くの農協で認識されずにきたがゆえに，大規模経営体のような大口利用が農協事業の非利用になっていった可能性は高

い。そうであるなら，その歴史的な経緯を無視し，事業の全利用運動をもって大口利用者，大規模経営体の選択的利用を排除する農協は，その運動の見直しが検討されていいであろう。

この「〈実質的〉平等の理念」を農協の各事業で具体化することにより,大口利用者が農協利用に戻ってくることも考えられる。

b．多様な組合員ニーズに対応可能な体制整備

ところが，組合員間に，異種の作目の広がり，規模格差の拡大，といった明らかな違いが顕在化してから相当時間が経過し，それとともに農協が取り組むべき活動や運動の内容が変化している。それにもかかわらず，依然として伝統的なやり方を続けている農協が多い。そうした農協においては，組合員に対する〈画一的〉平等が事業運営の基本として採用されている可能性が高い。これまで以上に多様化した組合員のニーズに，多様な対応が可能となる体制整備が必要であろう。

（注11） 三輪［６］31-42頁参照。文末に論旨掲載。

（2） 農協の自己改革の可能性

そうした農協事業の課題に取り組んでいくと信用事業の新たな可能性が起こり得る。

a．経営担保の与信

たとえば大規模経営体のなかには，既に地銀との強固な取引関係を確立しているところもある。そうした事例のあるところでは,「農協の貸出は土地担保優先で，経営担保を認めてくれない」といった大規模経営体からの声が寄せられていて，これも現地でよく耳にすることである。確かに農協の貸出を眺めると物的担保重視の姿勢が強く表れているところが多い。

しかし，一般金融機関が大規模経営体に融資する際にそのリスクを担保しているものは,「商社による代金回収」とか「商社との取引」といったようにより大きな信用力がある商社等が介在することによって付帯する信用，すなわち「商社」および「継続取引」といったことが実質的な担保となっている。こうした条件を備えた大規模経営体が多く存在するとは考え難い。たとえ経営を担保にした融資の先行事例があるとしてもそれが一律的に他に広がっていかないのは，そうした信用が個別的なものであるからであり，それは一般金融機関のみならず農協信用事業においても同様である。ましてや，それが同一地域でしかも同一作物の経営であったとしたら，実行済みの先発組とこれから開始する後発組では信用リスクに大きな開きが出る。信用事業では機会平等があったとしても一律平等はあり得ない。

ところで，その地銀の例では，商社にまつわる信用は，同地銀から当該商社に対する別の融資をもって信用が確保されていることが多い。一つの融資と他の融資の組み合わせによる与信の確保は，農協のような専門金融機関にはない一般金融機関の強みである。そうであるなら，農協の信用事業

では，他の事業つまり同一組合員の信用事業以外の事業利用を組み合わせることによって，地銀などの一般金融機関にみられる与信確保に一歩近づく可能性がある。

b．農協の長期・低利資金の供給

また，将来において前述したような事態が起こり，農林公庫資金の融資条件が変更になって転貸が困難にならないとも限らない。そうした場合には，組合員ニーズが高ければ農林公庫資金に準じた農協の長期・低利の資金供給も求められる。また，意外にも大規模経営体の農協の信用事業利用が比較的多いというこれまでの検討に基づけば，今後，大規模経営体の農協事業の利用がこれまで以上に高まることも考えられる。

いずれにしても，これらの可能性が実現するには，農協の各事業の運営と事業をめぐる全利用運動の見直しや「〈実質的〉平等の理念」の事業利用上の適用が先行していなければならない。大規模経営体の視点から事業利用の見直しを少し試みただけでも，組合員の農協の事業利用に関わる検討課題は決して少なくない。大規模経営体への対応は，農協の自己改革の第一歩ともなりそうである。

（注11追記） 三輪昌男氏の協同組合における利用量別価格・手数料率の設定をめぐる「『他の犠牲において利益を得ない』＝実質的平等の理念」の論理的な導出については，詳しくは同氏の論文を直接参照すべきであるが，入手の困難に配慮し引用者の責任においてこれを紹介しておけば，以下の展開に基づく。

わが国の農協は，これまで「組合員ごとの事業利用量の多少にかかわらず，〈購買品（飼料・肥料・農薬等）の供給は一物一価〉，〈販売品（各種農産物）の取扱いは一物一手数料率〉」，「事業利用量の多少への配慮は，利用高（＝金額）に比例した剰余金の分配によって」行っている。

しかし，①利用量の多い大規模農家による価格・手数料率の優遇要求，②利用量別価格・手数料率の設定に反対する小規模農家，③〈一物一価・一手数料率〉を回避する大規模農家の商系業者による利用獲得，④それに対抗して利用量別価格・手数料率を設定する農協の論拠の検討を欠いたままの現実対応，といった問題が生じている。

そこで，「協同組合の理念に照らしてみて，利用量別価格・手数料率の設定は肯定されることであるか否か」という問題が設定される。

こうした問題が歴史的に国際協同組合同盟（ICA）の原則のどこにあるのかを問うてみると，意外にも，手掛りは「剰余金の分配に関する『協同組合原則』の次の叙述のなかで与えられている。――『組合の運営によって剰余金すなわち節約金が生じた場合，それはその組合の組合員に帰属するものであり，一組合員が他の犠牲において利益を得るのを避けるような方法で分配されなければならない。／これは組合員の決定によって次のようになされるであろう』（つづいて『組合利用高に比例した組合員への分配』を含む三つの方法があげられている）。・・・・・下線部分は『他の犠牲において利益を得ない』と表現を変えてよいであろう。これが手掛りである。」

これを日本の協同組合は見逃してきた。そこで，協同組合の理念をあらためて見直してみると。

〈一物一価・一手数料率〉を支えているのは，協同組合の「『一人一票』の原則」としての「〈人格的平等〉理念」であり，これは「協同組合の理念の重要な一つである」が，しかし「〈人格的平等〉は，『投票権』に関わるものであることに注意しなければならない。投票権は通常，選挙権と議決権の二つとして理解されているが，いずれにせよ『組合の重要事項決定に参加する』権利，・・・・・組合員が協同組合の運営に参加する上での権利，〈運営参加上〉の権利である。」

一方，「価格・手数料率をどう設定するかは，〈運営参加上〉の問題ではなく，〈事業利用上〉の問題である。・・・・・農協はこれまで，〈人格的平等〉の理念は〈事業利用上〉の問題にも貫かれるべきものであると理解してきた」。剰余金が生じた場合，「それを利用高に比例して組合員に配分してきた。・・・・・要するに剰余金の『利用高に比例した配分』は『原則』（1966年策定のICAの「協同組合原則」。・・・・引用者注）が明示している協同組合理念の一つなのだが，〈事業利用上〉の問題に関

わるこの理念の場合，組合員一人一人が『分配』によって得る利益の大きさに違いの生じることが許容されている。」「利用高に比例した剰余金の分配・・・・・この場合，単位利用高当たりの受益額＝受益率，したがってまた総利用高についてみての受益率は，利用高の多少にかかわらず同じである。その点で〈人格的平等〉の理念は部分的に生きているのである。」

これに対し，「利用量別の価格・手数料率を設定して多量利用者を優遇する場合は，それと違って，利用量の多少によって単位利用量当たりの受益額が異なり，多量利用者はそれによってより多く受益する。部分的にも〈人格的平等〉の理念を離れての受益である。」

逆に，「組合員個々の利用量に相当の差があり，組合の取扱いコストの大小が認められるという状況のなかで，これまで農協が行ってきたように〈一物一価・一手数料率〉を設定することには，問題があることが浮かび上がってくる。〈一物一価・一手数料率〉は，平均的な利用量に見合う平均的なコストを基準にして設定されるはずである。そうであるとき，平均的なコストより大きなコストの少量利用者はコスト差分だけ利益を得，平均的なコストより小さなコストの多量利用者はコスト差分だけ利益を失う。そしてそれは，多量利用者の失った利益が少量利用者の利益として転化する，という関係にある。少量利用者が多量利用者の『犠牲において利益を得る』わけである。上述の状況のなかでの〈一物一価・一手数料率〉の設定は，『他の犠牲において利益を得ない』という理念に反するのである。」

「協同組合原則」のなかで与えられた手掛かり，「『他の犠牲において利益を得ない』という〈事業利用上〉の理念に照らしてみて，利用量別の価格・手数料率を設定して多量利用者を優遇することは，・・・・・多量利用者は利益を得るけれども，しかし決して『他の』つまり少量利用者の『犠牲において』得るわけではない。そのような利用量別の価格・手数料率の設定は，『他の犠牲において利益を得ない』という理念に照らしてみて肯定されるのである。」

さらに「利用量別価格・手数料率の設定が肯定されるもう一つの理由は，多量利用者が組合利用から離脱するとき，組合取扱い総量が減少し，そのデメリットは少量利用者にも及ぶ。」利用量別価格・手数料率の設定は，「商系業者が誘惑を強めているなかでの多量利用者の組合利用からの離脱を防ぎ，その『高い利用度を維持する』『効果』を発揮する。それは，利用高比例配分に即してみたのと同様の，組合取扱い総量の面でのメリットを生む。」「このことを直視する必要がある。」

「農協のためらいは〈人格的平等〉理念の重視に基づいている。しかし検討の手掛りは『他の犠牲において利益を得ない』という理念である。」「〈人格的平等〉はあえて言ってみれば人間＝組合員ごとの〈画一的〉平等である。これを〈事業利用上〉の問題に適用する場合『他の犠牲において利益を』得る事態が生じる。利用量の多少によって組合取扱いコストにかなりの大小があるなかで〈一物一価・一手数料率〉を設定する場合がそうである。あえて言ってみれば，それは〈実質的〉不平等である。」

「人間平等を重視し基本におきながら，〈画一的〉平等と〈実質的〉平等を組み合わせるのが協同組合理念である。〈事業利用上〉は〈実質的〉平等理念を適用する。そして実質的平等の判断に問題が生じたときには，」基本的には組織運営上の原則，つまり「〈人格的平等〉＝一人一票で解決するのである。」

〈参考文献〉

[1]拙稿『認定農業者〈法人中心〉の経営動向，資金・保証利用等実態調査』農業信用基金，2000年３月

[2]拙稿「大規模農業経営体の特質と資金利用をめぐる問題」『農林金融』2000年９月号

[3]拙稿「スーパーＬ資金借受者へのアンケート調査結果」『平成12年度農林水産制度資金の効果測定手法の整備に関する調査報告書』農村金融研究会，2001年３月

[4]『総研レポート』「大規模農業経営体の金融に関する調査」農林中金総合研究所，2000年８月

[5]「農協をめぐる環境変化と農協金融の対応」『農協研究会研究資料』農業総合研究所，1996年３月

[6]三輪昌男「協同組合理念の一考察――利用量別価格・手数料率の設定をめぐって――」『東京経大学会誌』第167号，東京経済大学，1990年９月

（(財)農村金融研究会主任研究員

坂内　久・ばんないひさし**）**